

第二期島本町環境基本計画(素案)に関するパブリックコメントの結果に係る町の考え方

募集期間	令和6年11月15日(金)～12月13日(金)
資料の閲覧方法	役場など3か所に設置、町ホームページに掲載
応募方法	持参、郵送、ファックス、町ホームページのwebフォームからの送付
意見提出件数	17人(89件)

※ご意見について、原則として原文どおり掲載しています。

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
1	⑦	1章	P1	<p><P1計画改定の背景と目的 > 1行目～8行目まで、本町は豊かな自然環境に恵まれ良好な居住環境を形成しているというトーンで書かれています。 8行目から「しかし、我が国の社会経済活動は、私たちに利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、……地球環境にも重大な影響を及ぼしてきています。」と問題提起が行われています。</p> <p>これでは、島本の自然が、自分達とは無関係な一般的な社会経済活動で失われ環境問題を引き起こしていると読み取れてしまいます。私たちの経済活動、生活スタイルが環境問題を引き起こしているという各自の加害性が抜け落ちていきます。</p> <p>⇒(文章変更) 島本町(以下「本町」といいます。)は先人たちの自然と寄り添ってきた生活の営みにより、豊かな自然を残してきました。山間部には「大沢のスギ」等、……「離宮の水」があります。 一方近年、大阪市と京都市のほぼ中間点に位置して交通の利便性が高いという立地条件から、良好な居住環境を求め宅地化が進んできました。 私たちの社会経済活動は、私たちに利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、里地里山の減少と荒廃、不法投棄、生物多様性の危機、ゴミ門などの身近な環境問題を引き起こすとともに、地球温暖化や気候変動などの人類の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしてきています。</p> <p>#島本町は本当に豊かな自然を残しているのでしょうか。 島本町は利便性の良さから住宅地として人が流入し、2014年策定の前計画からの10年間で宅地開発が大きく進み里地・農地が大きく減少してきたのではないのでしょうか。今回の環境基本計画はそのことの是非から出発すべきだと考えます。世界的に環境危機が叫ばれ自然との共生が目指されているにもかかわらず、本町ではいまだに「人口が増えることは町の発展」という志向が強く、それが自然環境の保全に大きく影を落としていると考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P1の8行目について、文言を一部修正いたします。 「我が国の社会経済活動は」⇒「私たちの社会経済活動は」</p>	環境課
2	⑭	1章	P4	<p>第2期島本町環境基本計画案に対するパブリックコメント意見</p> <p>p4 計画の役割について、 国の第6次環境基本計画では「気候変動、生物多様性の損失、汚染の「3つの危機」に直面している」とし計画の方向性を示しています。それは「環境保全」により自然資本(森林、土壌、水、大気、動物、植物等、自然界でつくられるあらゆる資源のストック)＝人類の存続の基盤を軸として 人々のウェルビーイング・生活の質・経済厚生の上をめざすとあります。そのことを島本町としてもしっかりと明記し、指針としていただきたいです。</p>	<p>本計画につきましては、国の環境基本計画等の趣旨を踏まえ策定していることから、ご指摘の「ウェルビーイング」の趣旨も踏まえたものとなっております。 なお、「ウェルビーイング」を含めた国の計画との関連性の記載につきましては、P1の第1章第1節に記載をさせていただきます。</p>	環境課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
3	⑭	1章	P4	p4 計画の役割について、 国の第4次環境基本計画には「東日本大震災及び原子力発電所事故の状況を踏まえ、復旧・復興に係る施策、放射性物質による環境汚染対策に取り組む」ことが盛り込まれていました。今回の国計画には省かれていますが、原発事故は最大の環境汚染であり、多大な犠牲をもたらした東京電力福島第1原発事故で明らかになっています。若狭湾の老朽原発は再稼働している今、島本町防災計画の原子力災害対策と連携し具体的施策の中に盛り込むべきです。	ご意見として承ります。 なお、本計画につきましては、国の第6次環境基本計画との整合性を図る必要があることから、記載については現状のままとさせていただきます。	危機管理室
4	⑭	1章	P4	p4 計画の役割について、 また気候変動による温暖化の防止と脱炭素社会の実現をめざすための中長期的な目標と方向性を明らかにするための指針も加えてください。	ご意見として承ります。 なお、脱炭素社会の実現に向けた中長期的な目標等につきましては、「島本町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」において、具体的に記載しております。	環境課
5	⑦	2章	P11	P11第2章 環境を取り巻く社会環境 第2節 地球環境 「島本町気候非常事態宣言」が出され2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことと記したことは第1歩ですが、地球温暖化が引き起こしている地球環境の深刻さが人間の生存を脅かしている生存環境の危機であることに思いが至っていません。人間の生存を脅かしているという現実をもっと書くべきです。「デコ活」に反対はしませんがそれで終わる話ではないです。	ご指摘のとおり、地球温暖化に伴う環境への影響等につきましては、世界各地において、これまでにない規模の災害が発生しており、我々の生活に様々な影響を及ぼしております。 このことから、「島本町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」において気候変動による影響等について、具体的に記載しております。	環境課
6	⑦	2章	P13	P13 第2章 環境を取り巻く社会環境 第4節 自然環境 森林保全と「島本町生物多様性保全・創出ガイドライン」の作成とありますが、なぜ農地保全が入っていないのでしょうか。 ⇒農地保全を入れる。	農地が持つ機能を踏まえ、農地保全について追記いたします。	環境課 にぎわい創造課
7	⑦	2章、3章	P7～27	<第2章の環境を取り巻く社会状況の記述と第3章の前計画の取り組み状況の記述との乖離> 第2章の地球危機は人間の生存環境の危機であるのに対して、第3章の島本町の関心事は居住環境という狭い領域にシフトしています。 環境危機は島本町でも他人事でなく、自然災害の激化、夏の高湿と長期化、農産物へも影響が出ています。 また、島本町はすでに「トカイナカ」ではなく、住宅地です。島本町の食料自給率も数%ではないでしょうか(大阪1%)住民の都市・都市周辺部への集中と第1次産業の食料生産地の過疎化という経済社会構造の大きながみのなか、島本町は食料を他地域や外国に依存するエネルギーの消費地域であり地球温暖化を進めよう側にあります。 果たしてそのような在り方が良いのかどうかを地球危機は問いかけているのではないのでしょうか。 とりわけ食料自給率の低さは国も食料安保を言わざるを得ない状況です。 私たちが直面しているのは人間の生存の危機です。	ご意見として承ります。 なお、第2章につきましては、世界、国を含めた社会情勢を記載しているのに対し、第3章につきましては、前計画における取組状況を記載しております。	環境課
8	③	3章	27	27ページ15行目「ごみの適正処理」 水無瀬川に流れているゴミには家庭ゴミが含まれている。上流に住む柳谷島本線沿いの今栖産業近辺の住民が不法投棄しているのを目撃したことがある。直接の調査・指導をお願いしたい。	ご意見として承ります。 なお、ごみの不法投棄への対応につきましては、住民の方から情報提供があった際には、現場確認等を行うとともに、現場に啓発看板を設置するなどの対応を行っております。	環境課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
9	⑦	3章	P15	P15 第3章 取り組みの状況 1-1で述べられているのは、環境学習、保全団体・住民参加の後押し、町内一斉清掃等の美化活動の推進。 1-2の自然共生社会で述べられているのは、(1)水と緑の保全、(2)生物多様性の保全、(3)自然とのふれあいの場の確保。 イ、農地保全の記述が非常に弱い。	ご意見を踏まえ、本町の森林保全及び農地保全に係る取組状況について追記いたします。 なお、具体的な取組については、第5章に記載しております。	環境課 にぎわい創造課
10	⑪	3章	P15	・P15「環境学習に関する指導者育成のための講座(仮称)島本環境大学」の設立に向け、しまもと環境・未来ネットと共に学習プログラム等の検討を進め」とあります。しかしこのような学習プログラムを策定し、実施すると見識、時間、リーダーシップが必要であり、そのような人が現れればできるかもしれませんが、それは偶然に期待するものと思います。住民と行政の協働を否定するものではなく、重要であると認識していますが、専任となる人が必要な事業と思いません。必要なお金は町民に説明をしたうえで予算化して欲しいです。	ご指摘のとおり、環境学習に関する指導者の育成、プログラムの作成には、指導するための人材、知識を持った指導者が必要となります。 現時点におきましては、環境基本計画の事業について、P58 第6章 計画の推進 第1節 推進体制に記載のある「しまもと環境・未来ネット」において、取り組んでいただいておりますが、構成員の高齢化、構成員数の減少等により、指導者の育成等が難しい状況となっております。 このことから、育成を行うための仕組みづくり、人材確保等、他自治体の事例を踏まえ研究していく必要があると考えております。	環境課
11	⑨	3章	P17	第3章1節1-2(1)水と緑の保全p16 ・3、4行目「里地里山では、多くの課題を抱えています。とあるが、近年住宅の急激な開発により町内の農地が失われていることに全く触れていない。多くの住民は住環境に農地が配置されていることに安らぎを感じていたのに、急激な住宅増加により息苦しさを覚える街になり良さが失われつつあることの問題を取り上げることを回避しているように思われる記述である。「住空間の農地の減少による息苦しさを覚える住民も多い」を入れてほしい。	P25の(2)自然共生社会 ・水と緑の保全において、農地が抱える客観的課題について、追記いたします。	にぎわい創造課
12	⑦	3章	P18	ロ、(3)の自然とのふれあいの場の確保の部分―「開発時の緑化届出義務の推進など、まちづくりの面からも自然との触れ合いの場の確保に努めています」として、コラムで桜井せせらぎ公園が載せられています。 桜井せせらぎ公園は憩いの場ではあるけれど、「自然との触れ合いの場」と言われるとエツと思います。島本町で言う「自然」というのはあの程度のものかと思われます。 ⇒コラム削除。	ご意見として承ります。 なお、桜井せせらぎ公園は人工的な公園であるものの、設置する際には希少生物の保全や、豊富な緑量の配置等自然環境の保全・活用に可能な限り配慮した公園であり、今後も継続的に希少生物をはじめとした自然とのふれあいが維持できるよう努めてまいります。 このことから、コラムにつきましては、現状のままとさせていただきます。	都市整備課
13	⑦	3章	P18	ハ、自然共生社会の核心は開発との関係です。開発と緑の保全は相反する場合があります。自然の回復力の範囲内での経済活動というのが持続可能な自然と人間との共生です。今回の基本計画の中心的なテーマの1つのはずです。過去10年間の開発が自然に与えてきた影響について調査されているのでしょうか。資料編の資料ではよく分かりません。 ⇒挿入 「過去10年間の開発が自然に与えてきた影響調査の公表」	ご意見として承ります。 なお、本町といたしまして、開発が自然に与えてきた影響についての調査は実施しておりません。	環境課 都市計画課
14	⑨	3章	P18	(3)自然とのふれあいの場の確保 p17 ・2行目「桜井せせらぎ公園が開園するなど」とあるが、桜井せせらぎ公園は完全に人工的な公園であって自然ではない。むしろ尾山遺跡の泉跡の復元があるので「歴史と触れ合う、もしくは島本町の歴史を学ぶ」場所であり、庭園であるというべきだ。	ご指摘のとおり、桜井せせらぎ公園は人工的な公園であるものの、設置する際には希少生物の保全や、豊富な緑量の配置等自然環境の保全・活用に可能な限り配慮した公園であり、今後も継続的に希少生物をはじめとした自然とのふれあいが維持できるよう努めてまいります。 また、桜井せせらぎ公園内には、文化財保護の普及啓発を目的に、鎌倉時代の泉跡を再現しており、歴史にふれあい、学んでいただけるよう啓発用の看板も設置しております。 なお、再現した泉跡が庭園の一部であるかどうかについては、明らかになっておりません。	都市整備課 生涯学習課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
15	⑨	3章	P18	文化財P18 島本町は言わずと知れた後鳥羽上皇の水無瀬離宮が存在した場所であることは全国的に知られている。この場所を別荘地として時の天皇が選んだという事は自然環境と文化財の関係がいかに重要な意味を持つか町はもっと考えるべきである。この文化財に関する資料もあまりにも貧弱であり、町の環境を語るときに文化財や歴史を語らないのは町の価値、ステータスを生かすことができず、文化的教養に欠けると言わざるを得ない。	ご意見として承ります。	環境課
16	⑨	3章	P20	1-4みんなでやろう！、P19 ・7行目 住民向けに生ごみ処理機等の補助事業を実施とあるが、住民のいったい何人に配布、もしくは補助でき、どれだけの効果があったのだろうか？むしろ正しい生ごみ処理のやり方、水分を減らすことにより化石燃料の使用がどれくらい軽減されCO2削減につながるか等、誰でもが少しの意識改革で変わるといふ全町民向けの教育的な事を重視しないと効果は微々たるものでやってる感だけではあまり意味がないと思う。	生ごみ処理機等の購入補助事業につきましては、生ごみの減量化促進を図るべく、令和6年度から実施しており、受付終了後も多くのお問い合わせをいただいております。今後につきましては、生ごみ処理機購入補助事業を継続するのみならず、生ごみ減量化に向けた全町的な周知・啓発につきましても積極的に行ってまいります。	環境課
17	⑬	3章	P21	P21 「近年健康への影響が問題視されている有機フッ素化合物の PFOS 及び PFOA についても水質分析を実施しており、環境指針値を大きく下回っています」 PFASについてごく短く上記のように記載されているだけですが、アメリカの水道水規制値4nglに比べ日本の指針値が緩すぎます。 定期的に頻繁に水質検査を実施し、公表すること、希望者には血液検査を公費で受けられるように取り組むことを記載するよう希望します。	PFOS、PFOAの人への健康の影響につきましては、各国、各機関である程度の知見が集積されつつあるものの、現時点において発がん性等の毒性について、国際的に統一された評価値がありませんので、本町独自で血液検査を実施する予定はありません。今後につきましては、国等の方針を踏まえ適宜対応してまいります。	環境課
18	⑤	3章	P22	第二期島本町環境基本計画について 前計画はどれだけ実行されたのか？ (1) 住民としてはゴミの排出量削減やマイバッグ持参などの努力で目標達成やそれに近い成果が見られる。 (2) 町としては水環境の保全が評価できたが、水と緑の保全においては「自然(山や川)の豊かさに関する満足度」は2013年度の92%が現況では85%に、「まちの緑の多さに関する満足度」も2013年度の83%から現況が71%へと、いずれも目標値はおろか大きく下まわっている。	ご指摘のとおり、前計画における目標値の中で未達成の項目につきましては、課題等を分析した上で目標達成に向けて取り組んでいく必要があるものと考えております。	環境課
19	⑮	3章	P22、26	26ページ 自然とのふれあいの場の確保> ★22ページの目標指数の達成状況を踏まえ、課題分析をしてください 22ページで示された目標指標の達成状況を見ると、基準値を大幅に下回っている項目が2つあります。それが2(3)まちの緑の多さに関する満足度(83%が71%)と自然環境とふれあっている住民の割合(57%が16%)です。ここは計画更新にあたり、大いに反省し、2期では課題として取り組まなければならない部分であると考えます。しかし、26ページの「自然とのふれあいの場の確保」の部分ではそこに対する考察分析が全くなく、あまりにもぬるい記載になっています。まずはここに課題があることをしっかり記載し、総括し、更新する計画の新たな取り組みにつなげてください。全面的にこの部分は書き直すべきです。	ご指摘のとおり、「まちの緑の多さに関する満足度」と「自然環境にふれあっている住民の割合」につきましては、前計画におけるアンケート結果と比較し、満足度、参加割合とともに低下しております。このことから、分析結果等を踏まえ、P24～27第3節 計画の課題において、評価を記載しております。	環境課
20	⑦	3章	P22.23	P22・P23 前計画の評価 ×△が多いです。いろいろ討議して環境基本計画を作っても計画倒れになっては意味がないです。ほとんどを無償のボランティアに頼っていることは進まないと考えます。中心に有償のスタッフを置くことを考えるべきです。	環境基本計画の取組につきましては、第6章 計画の推進に記載のある「しまもと環境・未来ネット」と連携しながら行っております。 ご指摘のとおり、有償のスタッフによる取組も考えられますが、今後については、「しまもと環境・未来ネット」のみならず、町と関わりのある他の団体とも連携・協力しながら事業を実施してまいりたいと考えております。	環境課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
21	⑰	3章	P22.23	●P22～23 達成できなかった項目について、 達成できなかったことに対する振り返り、省みる点などが欲しい	前計画における取組の評価につきましては、P24～27 第3節 計画の課題において、評価を記載しております。	環境課
22	④	3章	P22～24	22.23ページの達成状況と24ページの計画の課題について 達成率があまりにも低くて、残念です。これでは、計画は無意味なものだったということ です。 計画の課題について、環境学習を実施することで、子どもたちに自然環境などの 重要性を学ばせたいことは分かるのですが、それではなぜ田んぼを開発すること を行政は許すのですか？矛盾しかありません。五年生で水田の重要性を学ぶの に、小学校の横で田んぼを破壊して、マンションや商業施設を作る。子どもはそこ から何を学びますか？あの田んぼは残しておくべき自然遺産でした。 私には、行政は何をやりたいのか、分かりません。子どもたちに建前だけの環境 学習をなすりつけてるとしか見えません。 おそらく、行政の人間にとって島本町の存在が他人事なのではないかと思いま す。島本町に住まない人間が行政を担当している。だから、建前だけの計画に なっていると思います。島本町に住む人々も他県から着た人も多く、まだ島本町 の良さが分からず愛着が持てないから、環境問題や環境学習にも関心が持てな いのだと思います。 ただ言えるのは、環境問題を追求していくのは、別に島本町だけの問題ではな く、大阪府、日本、世界規模の問題であることは誰もが分かっていることです。 言うことは、行政の人間も地球に住み生活していくのなら、小さな島本町の環境 問題や水田減少についても本気で取り組むべきです。他人事ではないのです。 私が言いたいのは、農地保全是島本町の大事な仕事です。その仕事を全うして いく行政の姿勢は、他市や他府県のモデルとなっていくと思います。島本町の人 口減少による税収の不足が、駅前開発の根本原因かと思いますが、もっと違う方 法で島本町をアピールできる方法を探っていくことを期待しています。 その答えは、農地保全にあると私は断言します。	ご意見として承ります。 なお、都市の農地の保全につきましては、現在、実施しております就農希望者との マッチングや、ファミリー農園のあっせんなどをはじめ、本町の現状を踏まえた 各種農業施策を推進してまいります。	環境課 にぎわい創造課
23	⑭	3章	P24	p24 計画の課題 環境学習 「環境学習の推進」するためには、総合の時間を活用して、授業の中で行うこと が必要です。	環境学習につきましては、各学校で様々な教科で取り組んでおり、社会科以外 にも総合の時間等を活用しております。	環境課 教育推進課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
24	⑦	3章	P25	<p>P24 第3章 取り組みの状況 第3節 計画の課題 (2)自然共生 「緑と水の保全」の所、「水質の悪化に対し、…農林業を振興していくとともに、きれいな河川と豊富で美味しい地下水を今後も保全していくことが必要です。」この記述は水質の保全についての記述ですね。農林業の振興が水質悪化に影響を与えとも読み取れます。それ以前に、農林業、特に農業・農地の保全について記述されていないことが問題です。 「自然共生」の意味が「自然を大切にしましょう」レベルで使われているのではないですか。 この部分だけでなく、自然と共生するまちというフレーズが多くみられます。この言葉は耳障りが良いだけで、自然と共生するまちとは何かについて深く考察されていません。 自然と共生という言葉は、人間はこれまで自然資産を破壊し、その結果自然がもたらす多くの恵みを失って来たことを深く反省するなかから生まれて来ました。自然の回復力の範囲内で経済活動を行うことが持続可能な社会を可能にするという認識です。 前回第1期の環境基本計画が作られて以降のこの10年間も、大きく農地や緑をつぶして宅地開発されてきました。果たして自然の回復力の範囲内での経済活動で持続可能な開発をしてきたと言えるのでしょうか。私は「ノー」と言いたい。このことの振り返りを抜きにして、自然と共生するまちというフレーズは使えないと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本町の森林保全及び農地保全に係る取組状況について追記いたします。 なお、具体的な取組については、第5章に記載しております。</p>	環境課 にぎわい創造課
25	⑨	3章	P25	<p>(2)自然共生P24 ・2から5行目 町の緑の多さについては、重要度は高いものの満足度が低くなっています。、、、島本の緑が失われることを危惧する住民からの意見も寄せられています。 この記述は山や森林の事ではなく住民の危惧は今の現状からみて住空間近くの農地の事を指していると考えるのが自然である。わざとその問題を避けているように感じる。</p>	<p>ご指摘いただいている緑につきましては、森林のみならず農地も含んでいるものと考えております。 なお、農地に関する課題等について追記いたします。</p>	にぎわい創造課
26	⑮	3章	P25	<p>25ページ 計画の課題(2)自然共生> ★項目を分け、追加し、それぞれの課題と分析を明確にしてください →例えば、「水と緑の保全」、「生物多様性の保全」、「自然とのふれあいの場の確保」の3つの項目を→「森林」、「農地」、「生物多様性」、「公園」、「自然とのふれあいの場の確保」に変更してはどうですか。それぞれの項目について課題があるのに、一つの文章の中でごっちゃになっておりそれぞれに対し、何が課題で今後どうしていくべきかがみえません。</p>	<p>P25 第3節 計画の課題 (2)につきましては、前計画における課題についての項目となっておりますことから、分類方法については、現状のままとさせていただきますが、記載内容については追記いたします。</p>	環境課
27	⑮	3章	P25	<p>★「農地」という項目をたて、変化を数値で示してください →前計画における環境の目標指標の達成状況をみると、まちの緑の多さに関する満足度が大きく下がっています。この10年のまちの中の緑の変化といえば農地の減少です。課題として記載すべき重要かつ重大な変化です。この10年でまちの農地がどれだけ減ったか数値で示してください。その分析なくして、対策がとれようはずがありません。 この欄に「農地」の項目をたてること、10年前と現状の農地面積の変化を数値で記載することは必須です。41ページに農地に関する取り組みが記載されているのはいいですが、それとあわせて課題も記載してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、農地に関する課題や指標について追記いたします。</p>	環境課 にぎわい創造課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
28	⑮	3章	P25	<p>★「公園」という項目をたて、住民一人当たりの公園面積の変化を数値で示してください</p> <p>→住民一人当たりの公園面積の現状を数値で示してください。10年前と比べて増えたのか減ったのか示すべきです。また、10年前と比較する以前に、島本町は府内でも住民一人当たりの公園面積が少ないです。整備を進めるとしても、開発に伴う公園整備では、住民一人当たりの公園面積を増やすどころか、減らす方向にすらなりかねない状況です。まずは数値で示し、現状を把握し、課題であることを明確に数値で示してください。ちなみに高槻市の環境基本計画では住民一人当たりの公園面積の数字がしっかり記載されています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、住民一人当たりの公園面積について、追記いたします。</p> <p>なお、公園の面積につきましては、この10年間では一人あたり約4.0㎡から約4.2㎡の範囲内で推移しながら増加傾向となっているものと認識しております。</p> <p>住民一人当たりの公園面積について、具体的な目標を条例化したものはございませんが、都市公園法に「市街地における住民一人当たりの都市公園面積の標準について、参酌すべき基準」として記載されている「5㎡以上」を参考にしながら計画的に公園の整備や改修を進めるとともに、利用ニーズや地域特性を踏まえた遊具の設置、定期点検や長寿命化など公園の維持管理を行ってまいります。</p>	環境課 都市整備課
29	⑯	3章	P25	<p>P25 生物多様性の促進</p> <p>生物多様性の場所としての農地や水田の重要性が近年見直されています。特に水田は水性生物や野鳥が集まり、水源涵養や、洪水防止など多面的機能を持っています。近年島本町は急激な開発によって農地が減っており、農地保全を町としても取り組むことが重要です。生物多様性の項目に水田など農地の保全を盛り込むことを求めます。</p>	<p>第3章につきましては、前計画の取組状況、課題について記載しており、本計画における取組については、第5章に記載しております。</p> <p>なお、第5章「緑と水の保全」に農地保全の記載をしておりますが、「生物多様性の保全」の項目には、農地保全の記載をしていないことから、農地保全の記載を追記いたします。</p>	環境課 にぎわい創造課
30	③	3章	P26	<p>26ページ18行目「再生可能エネルギーの導入促進」についてイメージだけの安易な再生エネ促進はやめてほしい。例えば太陽光発電でもパネルを生産する時に大量のCO2を排出しているし、廃棄する時でも有害物質を多く出してしまふ。また中国製であるならウイグルの人権問題にも関係してくる。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	環境課
31	⑨	3章	P26	<p>・自然とのふれあいの場の確保P25</p> <p>せせらぎ公園をはじめとした、日常に自然と触れ合える場、、繰り返しになるがせせらぎ公園は自然ではなく人工的な庭園であるおかしな記述は訂正すべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、桜井せせらぎ公園は人工的な公園であるものの、設置する際には希少生物の保全や、豊富な緑量の配置等自然環境の保全・活用に可能な限り配慮した公園であり、今後も継続的に希少生物をはじめとした自然とのふれあいが維持できるよう努めてまいります。</p>	都市整備課
32	⑫	3章 4章	P26、P47	<p>再生可能エネルギーの導入促進について</p> <p>前計画の取組状況、計画と課題の中では、26ページに、住民・事業者が再生可能エネルギーなどの導入が出来ない理由について「理由の多くが費用面の問題となっていました。そのため、再生可能エネルギー導入目標達成に向け、再生可能エネルギーの自家消費を進めるための情報発信や補助制度の拡充が重要です。」とあり、それに対して、施策の展開、基本施策と各主体の取組の中では、47ページに「○再生可能エネルギーの導入支援 国等が実施している設置支援制度に関する情報提供を行い、再生可能エネルギーの導入を支援します。」とあり、課題の認識に対してその取組の姿勢が弱まっている様に読めます。情報提供に留まらず、より積極的な姿勢が感じられる表現を期待します。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入については、「島本町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき導入を進めてまいります。</p> <p>なお、再生可能エネルギーの導入にあたっては、住民アンケート結果より、費用面での課題があるとのこと意見をいただくことから、国等が実施している設置支援制度に関する情報提供を行うなど、再生可能エネルギーの導入を支援してまいります。</p>	環境課
33	⑭	3章	P26	<p>p26 計画の課題 低炭素社会</p> <p>「低炭素社会」は「脱炭素社会」と文言を変更すべきです。</p> <p>気候変動、温暖化対策のために温室効果ガスの二酸化炭素の排出量を抑制する必要があります。二酸化炭素の排出を抑えるためには、化石燃料からのエネルギーの転換とエネルギー消費量の削減が必要であることを明記し、省エネに取り組む必要性を書いてください。</p>	<p>第3章につきましては、前計画の課題について記載しているため、前計画の基本方針に沿い「低炭素社会」と記載しております。</p> <p>第4章以降の本計画の基本方針においては、「脱炭素社会」の用語を用いております。</p> <p>なお、本計画では「脱炭素社会」の実現を目指しており、再生可能エネルギーの推進や省エネルギー行動の推進については、第5章の基本方針3(脱炭素社会)に記載しております。</p>	環境課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
34	⑬	3章	P26	P26 自然とのふれあいの確保について 島本町の近隣の山林などは自然とのふれあいに格好の場所で素晴らしい環境があるが、町民が十分にその存在を認識しているといいがたい。そのため、高槻市や茨木市のように島本町でもハイキングマップの作成や登山道の整備や標識の設置など具体的な記述を行うよう求めます。	町では活動団体と協働で緑の探索マップの作製に向けた検討を行っております。今後は住民参加型の探索会等と組み合わせ、探索マップの拡充や活用による自然とのふれあいの場づくりを進めてまいります。 限られた財源の中で、現在は風倒木等危険性の高い箇所を森林整備を優先して実施しております。森林整備と並行して、住民の方への啓発方法については、引き続き検討してまいります。	にぎわい創造課
35	⑭	3章	P27	p27 循環型社会 4Rの推進 ごみの適正処理 日本人のプラスチックごみ廃棄量は世界2位です。プラスチックは地球温暖化や海洋汚染など環境にさまざまな悪影響を与えます。焼却処理すれば二酸化炭素(CO2)が発生し、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの一つとなります。日本学術会議では「現状では何にどのような添加剤が含まれているかわかりませんので、予防原則的な観点から、とにかくプラスチックごみの排出量の抑制をしていく必要がある」という提言を、世界に先駆け2020年に出していますが、残念ながら政策に生かされていません。プラスチックの製造、消費、廃棄の削減をしていく施策を取り組んでいただきたいです。	プラスチックごみ削減に向けた取組につきましては、これまでプラスチックマート宣言に基づき、使い捨てプラスチック削減を推進し、マイボトルの持参促進を図るため公共施設への給水機設置やペットボトルの水平リサイクルを行うなどの取組を実施してまいりました。 今後につきましても、引き続き、第4章の基本方針4に基づき、各施策を実施してまいりたいと考えております。	環境課
36	⑭	3章	P27	p27生活環境の保全 水環境の保全 PFASについては河川水、事業による排水、水道浄水・地下水などの検査を拡充して、実態を調査していただきたいです。 水道水からも検出されていますが、あらゆる汚染源を想定し、調査をして特定する必要があります。国の暫定目標値を下回っている、と書かれ問題の深刻さを理解されていないように思います。島本町独自の水質基準値を設け(米国の4ng/l)でこそ住民の健康と命を守ることができます。	PFOS及びPFOAにつきましては、現在、河川水、水道水において測定を実施しております。 水道水における PFOS及びPFOAの検査については、水質管理目標値が設定されている浄水に加え、原水としている地下水(各井戸)についても実施しており、今後も継続して監視を行ってまいります。 水道水からの検出については、厚生労働省が令和2年4月に設定されている暫定目標値(=50ng/L)として、安全側に立った考え方を基に設定されており、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されております。 令和6年度に実施した水質検査の結果、暫定目標値を下回っていることを確認しており、安全性を確保しておりますが、引き続き国等の動向に注視しながら、対応してまいります。	環境課 工務課
37	⑬	3章	P27	P27循環型社会 本町において事業地や集合住宅、家庭から排出される落ち葉や庭木を可燃ゴミとして集めて焼却処理を行なっています。本来これらの落ち葉や庭木は土に戻る有機物であり、焼却する必要のない重要な資源だと考えます。循環型社会の実現の課題において、落ち葉や庭木の堆肥化などを盛り込むことを求めます。	ご意見として承ります。 ご提案の落ち葉等の堆肥化を行うためには、分別収集体制の構築、堆肥化設備設置等が必要になることから、現時点では実施の予定はありませんが、本町では生ごみ等の減量化促進を図るべく、令和6年度から生ごみ処理機等購入補助事業を実施しております。 引き続き、生ごみ処理機購入補助事業を継続するのみならず、生ごみ等の減量化に向けた全町的な周知・啓発につきましても積極的に行ってまいります。	環境課
38	⑬	3章	P27	P27生活環境の保全 近年、急激な高層マンション開発がなされており、現在開発中のマンション戸数は1191戸、一戸あたりこれまでの島本の実績では平均3.5人住むため、4000人超の住民が新たに入居し、町内移転率30%だとすると、3000人弱が新住民になってくる。現在マンションに起因する交通渋滞が懸念され、水道水が足りなくなるため新たな井戸を掘るなどの追加出費が予定しており、子育て環境の逼迫化、景観や日照の悪化などが問題化されている。そのため過開発になっている島本の生活環境の保全のために新規の高層マンション建設を抑制するという文言の記載を求めます。	ご意見として承ります。 なお、市街地における住環境の整備につきましては、都市計画マスタープランに基づき、各種施策に取り組んでいくとともに、住宅開発に関する指導等により教育環境の保全に努めてまいります。	環境課 都市計画課 工務課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
39	⑦	4章	P29	P29 第4章基本方針 第2節基本方針 ⇒削除 5行目「…島本の自然を世界に発信することを目指します。…」 #島本の自然は世界に発信できるようなレベルにない。 29ページの下6行で、「本町の自然を守り続けることで、国際的な生態系に関する目標に貢献し、島本の自然を世界に発信することを目指します。」と述べられています。はて、作成者は本当に島本の自然が世界に発信できる中身があるとお考えなのでしょうか。 自然共生社会とは何なのかをもっと真面目に真剣に考えて頂きたいです。	第4章の基本方針2の指標として掲げている「自然共生サイト」については、国に認定された場合、既存の保全地域以外で生物多様性保全に資する地域として国際的なデータベースに登録されます。現在、世界全体で陸と海の30%を健全な生態系として保全する国際的な目標「30by30」達成に向け保全地域の拡大が進められています。島本町内で自然共生サイトの登録を行うことで国際的な生態系に関する目標達成に貢献でき、世界に取組を発信することができます。 なお、記載については一部変更いたします。	環境課
40	⑭	5章	P35	・学校の授業の中での自然観察会により「自然を知る・親しむ・楽しむ」ことができる。自然への関心や自然保護・保全の意識が高まる。大阪市立自然史博物館学芸員や高槻市立自然博物館等の専門家の講師を招いての観察会等を期待する。	ご意見として承ります。 自然観察会につきましては、現在、「しまもと環境・未来ネット」が中心となり、町内の各所において実施しております。	環境課
41	①	5章	P38	38ページ「マナー・モラル意識の向上」について。 受動喫煙は、単に匂いが気になるというだけでなく、肺がんのリスクが高まるため、啓蒙ポスターの掲示だけではなく、もっと実効性のある方策をとってほしい。水無瀬川緑地公園内が禁煙という掲示はあるが、公園沿いの道路で喫煙している人が多い。その道は、公園を利用しに来る親子や散歩の町民など多くの人が利用する道であり、受動喫煙の危険性が非常に高い。さらに、道と公園の間に壁があるわけではないので本来禁煙である公園内にも煙が流れている上に、道沿いにはよちよちパークもあり乳児・幼児の受動喫煙の場にもなってしまう。公園内だけでなく、公園周辺の道路も含めて喫煙禁止にしてほしい。 具体性を持たせるために「水無瀬川緑地公園」の例を挙げたが、上記の受動喫煙リスクは公園周辺に限った話ではない。町内全域の路上喫煙禁止を強く希望する。	受動喫煙防止については、駅周辺、公園等の人通りの多い場所でのポスター掲示や美化街頭啓発に取り組んでおり、また、ホームページや広報誌、ふれあいセンターで実施する集団健診等においても啓発活動を実施しております。 公園内における喫煙につきましては、禁止はしていないものの、公園を利用される方や、周辺を通行される方のご迷惑となることから、禁煙を促す啓発看板を設置しております。 なお、本町ではこれまで、たばこに関する生活環境の悪化や、受動喫煙に関する健康被害等の課題の解決策の一つとして、他の自治体で実施されているような条例化による対応についての検討を行い、諸課題の整理等を行った結果、現段階では条例化については一旦見送っておりますが、今後も引き続き、啓発強化に努めてまいります。	環境課 すこやか推進課 都市整備課
42	②	5章	P38	p.38 マナー・モラル意識の向上 肺がん健診時に喫煙者への禁煙指導や受動喫煙防止のためのポスター掲示をおこなうとありますが、喫煙者のモラルに訴えるだけでなく、路上喫煙を全面的に禁止することはできないのでしょうか。乳幼児を連れて町を散歩する際、喫煙者の前を通らざるを得ないことが度々あり、受動喫煙を避けられないことがあります。もちろん喫煙所の設置とセットで進めるべきだと思いますが、タバコのポイ捨てが減り、何より子どもと安心して歩けるようになると嬉しいです。	受動喫煙防止については、駅周辺、公園等の人通りの多い場所でのポスター掲示や美化街頭啓発に取り組んでおり、また、ホームページや広報誌、ふれあいセンターで実施する集団健診等においても啓発活動を実施しております。 公園内における喫煙につきましては、禁止はしていないものの、公園を利用される方や、周辺を通行される方のご迷惑となることから、禁煙を促す啓発看板を設置しております。 なお、本町ではこれまで、たばこに関する生活環境の悪化や、受動喫煙に関する健康被害等の課題の解決策の一つとして、他の自治体で実施されているような条例化による対応についての検討を行い、諸課題の整理等を行った結果、現段階では条例化については一旦見送っておりますが、今後も引き続き、啓発強化に努めてまいります。	環境課 すこやか推進課 都市整備課
43	⑭	5章	P38	・環境フェスタなどを環境未来ネットと森林や環境を保全する活動団体が一緒に実施し、日常的に情報交換・意見交換する場を設けること。	ご指摘のとおり、環境フェスタ等のイベントを実施するにあたっては、「しまもと環境・未来ネット」だけでなく、他の団体と連携協力することで、より充実した内容の取組を実施できるものと考えております。 このことから、環境フェスタ等のイベント実施するにあたっては、情報交換を行うなど、連携してまいりたいと考えております。	環境課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
44	⑦	5章	P40	P40 第4章基本方針 基本方針 ⇒6行目 挿入「町の貴重な自然を保ち続けるためにも、農地保全、森や水辺の保全…」	農地に関する記載について追記いたします。	にぎわい創造課
45	⑮	5章	P40	40ページ 目標指数> ★目標指数に農地面積加え、現況と目標を設定してください →この10年で、島本駅西側を筆頭に、まちの中の緑としての農地が大幅に減少しています。すでに大幅に減少した後ですが、これからもさらに減少していくことが予想されます。まずは現況を示し、これ以上減らさないためにせめて現状を維持することを目標として設定してください。	ご意見を踏まえ、農地に関する指標について追記いたします。	環境課 にぎわい創造課
46	⑮	5章	P40	40ページ 目標指数> ★目標指数に農地面積加え、現況と目標を設定してください →この10年で、島本駅西側を筆頭に、まちの中の緑としての農地が大幅に減少しています。すでに大幅に減少した後ですが、これからもさらに減少していくことが予想されます。まずは現況を示し、これ以上減らさないためにせめて現状を維持することを目標として設定してください。	ご意見を踏まえ、農地に関する指標について、追記いたします。	環境課 にぎわい創造課
47	④	5章	P41	41ページの、農地者の意向や…の文を具体的に説明してください。よく伝わってきません。	具体的には、ファミリー農園への貸出や後継者の有無、農業存続の意思等、農地所有者の状況を確認し、適切な施策の検討を行ってまいります。 なお、高浜地区及び東大寺地区においては、地域計画の策定を進めており、該当地の農地所有者に、今後農業を継続する意向の確認をしております。営農が困難な地権者と農地の状況を把握し、新たに営農を希望される新規就農者とのマッチングを支援する等の施策を検討しております。	にぎわい創造課
48	⑨	5章	P41	・各主体取り組み ○農林業の振興 P40 4行目 町内の農林産物のPRや地産地消の推進、と書いてあるが町内の農地保全についての記述がほとんど出てこないのはおかしい。	農地保全につきましては、ご指摘いただきました箇所のあとに、「また、農林業の後継者不足に対し、農林業初心者へのサポートや農地と希望者のマッチング支援など対策を検討します。農地所有者の意向や状況を把握し、効果的な保全ため施策を検討します。」という農地保全の取り組みを記載しております。	にぎわい創造課
49	⑪	5章	P41	・P41 農地・森林の保全と活用 なぜ、農地を保全しなければならないかの環境面からの言及がありません。農地(特に田んぼ)は生物多様性の保全に有効です。P42の生物多様性の保全の町の役割に書くか、P41に書くかどうかをお願いします。 農地はヒートアイランド抑制にも貢献します。これは省エネ行動の普及促進P46の町の役割のなかで農地の機能と保全する意義を明確にしてほしいです。 さらに町内で急速に失われつつある田畑のある景観は文化的にも住環境面でも重要で、近くでファミリー農園を借りれたりすることも含めて健康面や生活満足に関わります。特に島本の場合は田畑がなくなれば住宅やマンションになるので、人口が増え、クルマが増え、ごみも増えます。農地保全は「5 健やかに暮らそう！ 健やかに暮らそう！ 健やかに暮らそう！ 安全安心のまちづくり」に関わることであり、農地保全により余裕のある街並みと景観を維持すると言ったような記述を望みます。 また溜め池は農地のためにあるものですが、付随的にヒートアイランドの抑制や生物多様性にも貢献しており、その機能は農地と一体のものとしてあるので、ため池も農地に並べて書いてほしいと思います。	ご指摘のとおり、農地につきましては、生物多様性の保全、ヒートアイランド対策など、多面的機能を有しておりますことから、農地保全の目的等に関する記載を追記いたします。 なお、省エネ行動の普及促進へのヒートアイランド対策の記載につきましては、島本町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、記載しております。	環境課 にぎわい創造課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
50	⑪	5章	P41	都市計画の中で田畑やため池などのわずかに残された緑地空間の保全を記載する、具体的には「水と緑の保全」(P41)で、町の役割として、後継者不足で困っている田畑の第3者への貸し出し、田畑を維持するための補助、建築物の規制に対する実効性のある条例制定などの追記などです。	農地保全につきましては、就農希望者とのマッチングや、ファミリー農園のあっせんなどをはじめ、本町の現状を踏まえた各種農業施策を実施しております。条例制定等をはじめ具体的な農業に関する施策を記載することは現時点で困難であると考えております。	にぎわい創造課 都市計画課
51	⑬	5章	P41	P41 「農地所有者の意向や農地の状況を把握し、効果的な農地保全のための施策を検討します。」 計画案では上記のように記載されていますが、近年、農地がつつぎと宅地開発され、マンションが急増する事態になっています。 農地所有者が高齢になり維持が難しいのは分かります。 だからこそ効果的な農地保全のための具体的施策の記載をお願いします。	農地保全につきましては、就農希望者とのマッチングや、ファミリー農園のあっせんなどをはじめ、本町の現状を踏まえた各種農業施策を実施しております。	にぎわい創造課
52	⑭	5章	P41	・地下水を水道水として供給していることは貴重な島本町の特性であり、地下水保全のために、水源涵養の機能を持つ森林の保全・地下水涵養策(ため池・田んぼの保全、コンクリートで土を覆わない、雨水ますの設置)などに取り組むこと。	引き続き、計画的な森林整備に努めるとともに、本町が有する貴重な森林資源の啓発を行ってまいります。 また、開発行為等がなされる際には、開発業者に対し敷地内に雨水浸透柵の設置について要望するなどの取り組みを実施しており、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。	にぎわい創造課 都市整備課
53	⑭	5章	P41	・島本町の自然環境を守るためには里山の荒廃、農林業の衰退に対する施策が重要である。「食料・農業・農村基本法」の改正が2024年5月に成立した。今回、本法の基本理念に「環境との調和」が追加され、付帯決議に生物多様性が追加されたので、積極的に農業・ファミリー農園・体験農園の施策の拡充を行っていただきたい。	引き続き、就農希望者とのマッチングや、ファミリー農園のあっせんなどをはじめ、本町の現状を踏まえた各種農業施策を推進し、都市農地の保全に努めてまいります。	にぎわい創造課
54	⑮	5章	P41	★(1)水と緑の保全の目標の中に農地をいれてください 一住民や事業者と協働し、森林や「農地」、河川、地下水の保全と活用を図り、自然と共生するまちを目指します。と変更してください	ご意見を踏まえ、第5章の基本方針2(1)水と緑の保全の目標に「農地」について、追記いたします。	環境課 にぎわい創造課
55	⑰	5章	P41	●P41農地に関わる記述 都市農地は環境保全、都市空間の維持、緑化に欠かせないにもかかわらずあげられた取り組みがあまりに月並み。本気で残そうという意欲が欲しい。	現在実施しております就農希望者とのマッチングや、ファミリー農園のあっせんなどをはじめ、本町の現状を踏まえた各種農業施策を推進し、都市農地の保全に努めてまいります。	にぎわい創造課
56	②	5章	P42	p.42 外来生物対策の推進 特定外来種に加え、ジャンボタニシ(スクミリンゴガイ)等の外来種をリスト化するとありました。これらの外来種に対して、具体的な対策があればお示しください。特にスクミリンゴガイは既に水稲への食害が発生しているものと思われるので、早急に侵入防止対策や食害防止対策、越冬防止対策が必要ではないでしょうか。	本町におきましては、特定外来生物以外にジャンボタニシ等の外来生物が近年確認されており、環境への影響等が考えられます。 現時点におきましては、特定外来生物であるアライグマの防除活動を行っている他、クビアカツヤカミキリへの対策を講じているところでございます。 ジャンボタニシの対策については、農業の使用等が一般的な方法となっており、農業関係団体と連携しながら、今後、対策を検討してまいりたいと考えております。	環境課 にぎわい創造課
57	⑭	5章	P42	p40 基本方針2 水と緑の保全 生物多様性の保全 ・自然環境保護・保全活動ということで他の場所から持ち込んだ植物の移植が行われている。生態系のかく乱にもつながる危険性もあり、そのことを町広報等で周知すべき。	島本町生物多様性保全・創出ガイドラインに基づき、出来る限り地域に生息する植物を利用する等、ホームページ等において周知を図ってまいりたいと考えております。	環境課
58	⑭	5章	P42	・社寺林などまとまった緑を保全するために保全条例をつくること。	ご意見として承ります。	環境課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
59	⑭	5章	P42	・生物多様性ガイドラインを実効性のある条例にして事業者等に野鳥や昆虫等の生き物の生息に影響の内容指導できるようすること。	ご意見として承ります。 生物多様性の保全につきましては、実効性のある取組を行うことが必要であると考えており、引き続き、生物多様性保全・創出ガイドラインに基づき、開発時等における指導を継続的に行ってまいりたいと考えております。	環境課
60	⑭	5章	P42	・町は水路・河川改修・補修は自然に配慮した工法を導入すること。	水路・河川改修につきましては、事前に周辺環境を調査し、生態系などを考慮しながら、生物多様性保全・創出ガイドラインに基づき、自然や景観に配慮した工法についても検討を行っております。 なお、地域の状況や施工条件を精査し、施工しております。	都市整備課 工務課
61	⑧	5章	P44	自然とのふれあいの場の確保 P-44 にある緑化活動も大切ですが、水無瀬(高浜地域)などでは、子供達の自転車の練習場所が全然ありません。 メゾン水無瀬や、その周辺にも小さい公園ばかりで緑化を進めるにも、また災害時の避難場所としても不十分です。 現在の島本町の人口当たりの公園面積はどれぐらいですか？ぜひ地域に一か所程度自転車の練習が出来る場所が必要ではないのでしょうか？	ご意見として承ります。 なお、公園の面積につきましては、この10年間では一人あたり約4.0㎡から約4.2㎡の範囲内で推移しており、増加傾向となっております。	都市整備課
62	⑭	5章	P44	・市街地を緑豊かにするために街路樹について、高木として育てるよう、剪定・伐採については生態・時期に配慮すること。街路樹・マンション等の植栽の農業使用を控え、町・事業者・住民も人の健康や小動物への影響を配慮して植栽管理を行うこと。	街路樹の剪定につきましては、近年、剪定を行う際に、街路樹剪定士の方に現地をご確認いただき、剪定方法や剪定時期についての指導を受けながら、樹木の生育面と歩行者、車両が円滑に通行できる空間の確保の双方に配慮いたしており、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。 また、農業の使用につきましては、健康や小動物への影響を配慮し、樹木に対する害虫が発生した時のみに使用するなど、必要最低限の使用にとどめております。	都市整備課
63	⑮	5章	P44	44ページ 取り組み内容 生物多様性に配慮した「桜井せせらぎ公園」をモデル ★せせらぎ公園には確かに池があり、保全すべき植物が植えられています、生物多様性に配慮した公園とはいえません。単に、池を配置し、保全すべき植物を移植した、というだけです。生物多様性という言葉をあまにも軽々しく、かつ意味もわからず使っていると思います。生物多様性について計画を作成しているみなさんはもっとこの言葉の意味を勉強してください。 例えば、以下の公園のように、もともとの地形や自然環境(湿地/樹林地など)を活かしかつその生態系を維持管理するような公園整備であれば生物多様性に配慮した、と言えると思います。せせらぎ公園は、もともとあった農地をすべて土でうめ、踏み固めた後に、新たな池をつくった(一部在来種を移植した)だけの、完全に人工的な公園です。 せせらぎ公園とは別に、本来の意味で生物多様性に配慮した公園をつくることはすばらしいことなので、どんどんやっていただきたいです。 生物多様性に配慮した公園の事例/名古屋市、島田緑地 http://tokenshi-kankyo.jp/green/tayousei/pdf/02.pdf	桜井せせらぎ公園につきましては、土地区画整理事業において、当該地に生息していた大阪府の準絶滅危種である「カワヂシャ」が確認されたことから、現地にて採取した種を苗に生育したものを移植しております。 また、公園内におけるせせらぎにつきましては、カワヂシャが田の畔など湿潤な場所に生育することから、生育に適した環境に類似した環境を整備し、保全に努めております。 今後も引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。	環境課 都市整備課
64	⑮	5章	P44	43ページ 目標 指標> ★指標に公園の住民一人当たりの面積を追加し、現況と目標値を設定してください。	住民一人当たりの面積につきましては、現時点で具体的な目標値を定めた条例等がないことから、目標値を設定することは困難と考えておりますが、現況値につきましては、追記いたします。	環境課 都市整備課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
65	②	5章	P51	p.51 11行目 ボトルtoボトル 回収するペットボトルに条件はあるのでしょうか。PETと表記されていても回収されていないボトルを見たことがあります。ごみ分別アプリやホームページを見ても分かりませんでした。	回収が可能なペットボトルにつきましては、リサイクルマーク表示のあるペットボトルが収集対象ですが、ごみの分け方・出し方のルールに違反しているペットボトルは収集しておりません。	環境課
66	⑮	5章	P54	54ページ 目標 水無瀬川下流域の PFOS 及びPFOA 濃度 > ★目標は現況以下としてください。 PFASの健康影響はまだよくわかっていないところがあり、予防原則の観点から、できるかぎり摂取しないことが重要です。環境基準を下回ればいいというものではないです。また、島本町は離宮の水や水無瀬川に代表されるよう水に特徴のある町なので、水についての目標は高くもっていただきたいです。	PFOS及びPFOAにつきましては、厚生労働省が令和2年4月に設定されている暫定目標値(=50ng/L)として、安全側に立った考え方を基に設定されており、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されています。 このことから、目標値につきましては、国が定めた暫定目標値を準用するとともに、引き続き国等の動向に注視しながら、対応していく必要があるものと考えております。	環境課
67	⑰	5章	P54	●P54水質汚濁等の状況について、事業所の水質汚染についても結果公表するのか、すべきであるしそのことがわかりにくい。文章の見直しが必要	水質に関する調査結果につきましては、町の事務事業における水質調査の公表を想定しております。	環境課
68	⑭	5章	P56	・町内のゴルフ場における農薬や有害物質で水無瀬川が汚染されることのないよう監視・指導すること。	ゴルフ場での使用農薬の適正使用等の確保及び使用による農薬の水質汚染の防止を図るため、大阪府において、大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱に基づき、監視・指導が行われております。	環境課
69	⑰	資料編	P33	●資料編33 クールオアシスのところ 解放と開放字が違ってます。	文言を修正いたします。	環境課
70	⑮	資料編	P4	資料4ページ 島本町の植生 2023、2024年 ★平地の田畑の部分に複数の漏れと間違いがあります。農地は本町のまちなかの緑として住民の注目度も高いです。減少傾向にあることも鑑みると、ここは正確に記載していただきたいところですか??	ご意見として承ります。 平地における田畑の調査につきましては、委託業務における仕様の中で可能な範囲で調査実施をさせていただいております。 なお、植生図については、本計画における参考資料として掲載させていただいており、現状のままとさせていただきます。	環境課 にぎわい創造課
71	⑨	資料編	P4、5	資料編P4、5 島本町の山林地域の植生しかこの地図ではわからない。人が住んでいる住地域の緑がどうなっているのかが住民にとって一番身近に感じている事である。山林に人が住んでいるわけではない。市街地の緑の状況の変化がわかる地図も作成すべきである。	ご意見として承ります。	環境課
72	⑭	資料編	P5	第2期島本町環境基本計画案への意見 NO.1 島本・緑と水を守る会 (資料編) 1.自然環境 島本町の植生 2011年調査の水田は濃い青で示されているが、2023・2024年度調査では薄いグリーンで表しているため、この10年でどれくらい田が減少しているかがわかりにくいです。田んぼの減少は生物多様性の環境が減少したことがわかるので、同じ色で示すのが良いです。市街地の緑(街路樹・公園の樹木・水路堤防の樹木や草地)も重要な植生であり、調査記録が必要と考えます。当会でも次年度以降に調査してみたいです。	ご意見として承ります。 水田の色使いにつきましては、他の項目との兼ね合いで決定しており、現状の色使いとさせていただきます。	環境課
73	⑮	資料編	P5	資料5ページ 島本町の植生 以前のもの ★今更ですが、平地に畑がたくさんあるはずなのに、一つも畑とされる部分がないのはどうしたことでしょう。また10年前と今を比較しようにも、色使いが新たな植生図と古い植生図で違っているので比較しにくいです。どうにかありませんか。	ご意見として承ります。 水田の色使いにつきましては、他の項目との兼ね合いで決定しており、現状の色使いとさせていただきます。	環境課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
74	⑭	資料編	P7	<p>2.重要種確認状況のp7植物、p8鳥類のリストに載っていないもので、重要種について当会が2022年～2024年、生物専門家などと観察会で確認できているものをあげますので、追加をお願いします。</p> <p>【植物】 タシロラン(環境省レッドリスト・京都府レッドデータブック)、コ克蘭、クモラン、カヤラン、ツチアケビ、コショウノキ、コバノチョウセンエノキ、フユザンショウ、ウマノズクサ、ニシキゴロモ、コヒロハハナヤスリ、アマクサシダ(京都府レッドデータブック)</p> <p>○他にも重要種ではないが、島本町では少なくなっている種 他県ではレッドリストに掲載 イチリンソウ、ツチグリ、ハカタシダ、ナンゴクナライシダ、トウゴクシダ ○カワジシヤについて、せせらぎ公園のせせらぎ水路に移植されたものであれば、公園ができる前の田圃に生息していた株を別機関で栽培し育てたものを移植した栽培種であり、現在の環境下で生息している自生種とは言えず、リストからは外すべきと考える。</p> <p>【鳥類】 オオタカ(環境省レッドデータブック) アリスイ(京都府レッドデータブック)</p> <p>○ほかにも重要種ではないが、島本町では少なくなっている種 カシラダカ、ヨシガモ(淀川河川敷:江川地区) 現在のところ絶滅の恐れはないと言われている。しかし、両方とも国際自然保護連合では絶滅危惧種、準絶滅危惧種として指定していて、種の保護を求めている。 オオヨシキリ 淀川(江川地区) ヨシ原が減少しているので少なくなっている。他県ではレッドリストに入っている。</p>	<p>ご意見として承ります。 本計画に掲載の動植物につきましては、本町の自然環境調査結果に基づき、掲載しております。 なお、ご提供いただける動植物のデータにつきましては、今後の参考資料として活用させていただきます。</p>	環境課
75	⑤	その他		<p>私は24年前に転居してきましたが、この間にも、まちの中の大きな木がいつのまにか伐採され、とても衝撃を受けた場所が何ヶ所もありますのでこの数字は個人的にも納得できません。具体的には、阪急水無瀬駅、東側のロータリーにあった木と周辺の低木、役場とふれあいセンター近くにあった「くろみ街道(通称?)」の年齢を重ねた数本の大木、その他規模は小さいながらも消防署から若山台住宅への坂道にあった桜の木や季節ごとに花を咲かせ香りを届けてくれた低木などなど、枚挙にいとまがありません。</p>	<p>町が管理する樹木につきましては、年月とともに老木となり災害時における防災減災の観点から伐採に至った樹木や、周辺の土地利用の変化に伴い伐採したものなど様々な状況ではございますが、市街地における樹木の配置は重要であると認識いたしておりますことから、現在の街路樹等において、剪定する際は街路樹剪定士から剪定手法を指導いただきながら樹木にとって最適な生育環境を整備するなど、維持管理に努めており、引き続き継続して実施してまいりたいと考えております。</p>	都市整備課
76	⑤	その他		<p>(3) 最後に事業者の役割について、彼らは「豊かな自然を守る本町」の姿勢を本当に理解しているのだろうか？ さまざまな生き物をはぐくみ育てている大木を切り倒し。田畑をつぶして、びっしりと住宅を建て申し訳程度の公園をつくれれば良いとしている事業者には、単なる社会貢献よりもっと重い社会的責任を求めるべきと考える。</p> <p>《町への要望》 人工のクールオアシスをつくらなくても今、ある樹木をたいせつに守り育ててゆけば年々暑くなる夏の気温を少しでも下げて気候変動や。それによりひきおこされている災害を減らすという大きな仕事にもつながります。個々の住民の努力だけでは間に合いません。島本町は小さな町の良さを生かしてぜひ土地の所有者や事業者への働きかけを強くアピールして行って下さい。</p> <p>2024年12月7日 記</p>	<p>市街地における緑化の推進につきましては、ご指摘のとおりヒートアイランド現象の抑制にもつながり、地球温暖化対策の重要な取組の一つであると考えております。 このことから、本町において開発事業者や、住民の皆さまに対し、引き続き、緑化保全の取組についての働きかけを行ってまいりたいと考えております。</p>	環境課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
77	⑥	その他		マンションの乱立に困惑している。最近又、保育園の待機児童が出ている話しも聞いたが、環境に対してもかなり悪化すると考えられる。現時点で建設を一時ストップさせなければ多くの問題を抱えてしまうことを危惧している。	ご意見として承ります。 市街地における住環境の整備につきましては、都市計画マスタープランに基づき、各種施策に取り組んでいくとともに、住宅開発に関する指導等により教育環境の保全に努めてまいります。	都市計画課
78	⑥	その他		それに引き換え、町内の田畑が減少しているのが気にかかる。食料供給だけでなく、生物多様性や治水、ヒートアイランドの緩和を考えるとこれ以上の減少を妨げなくてはならない。しかし現実には後継者がいない等、さまざまな問題を農家の方達が抱えていることは確である。そんなことから町全体として農地を維持する取り組みが、必要であると考えなくてはならない。農家の方達に町が補助金を出すことも検討すべきではないだろうか。 そして、農地が守られることによって、町の生物多様性が維持されることは間違いない。	現在実施しております就農希望者とのマッチングや、ファミリー農園のあっせんなどをはじめ、本町の現状を踏まえた各種農業施策を推進し、都市農地の保全に努めてまいります。	にぎわい創造課
79	⑥	その他		町内では3種のホタル(ゲンジ、ヘイケ、ヒメボタル)が確認されていたが、残念ながら広瀬で唯一、街中で生息していたヘイケボタルが今年から見れなくなりました。多分、環境の変化で生息出来なくなってしまったことに間違いないので、貴重な動植物が今後絶滅しないよう、町民と共に積極的に取り組んで欲しい。ヒメボタルは桜井に保全地が出来たが、あまり多くの町民に認識されていないのが残念である。もっと多くの町民に知って頂くよう、行政の方でもアピールして頂きたい。	ご意見として承ります。 なお、ヒメボタル生息地の情報につきましては、広報等で積極的に周知を行ってまいりたいと考えております。	環境課
80	⑦	その他		<全体について> 私たちが直面しているのは人間の生存の危機です。海水面の上昇で居住地を追われる国の人々、世界的な災害の激甚化、食料危機(世界では塩害の為に毎年岩手県1つ分の農地が放棄され国連は「土の危機」を訴えています)。日本でも、災害の激甚化、食料安保＝食料自給率の低さが大きな問題です。食料自給率は日本全体では38%(カロリーベース)ですが、大阪府は1%(東京は0%)、さて島本町は何%でしょうか。 さらに、38%という数字は種・飼料・肥料等の自給を考えていません。これら考えると食料自給率は米:11%、野菜:4%と言われています。(鈴木宜弘「世界で最初に飢えるのは日本」) 国際的には、2050年までに『自然と共生する世界の実現』が目標とされています。人類が将来もずっと地球で暮らし続けられることを目指すものです。人間の生存は自然の恵みによって成り立っています。しかし、人間の活動は自然の回復力を超えて自然を利用し続け自然を破壊してきました。そして地球危機と言われる状況に至っています。 自然と共生し持続可能な社会を作っていくためには今までの行き過ぎた経済活動を反省し、自然の回復力を前提にした暮らしのありようを考えることが必要です。島本の社会は、自然を破壊してきた、現在も破壊し続けている社会のありようと無関係といえますか。持続可能な社会で自然環境を守り続けてきたと言えますか。 島本の先人たちの自然と寄り添ってきた生活の営みにより残されてきた、豊かな自然財産を消費し続けてきたのではないのでしょうか。 この10年間も住宅開発で農地をはじめとした緑がなくなってきました。それが行き過ぎた経済活動でなかったと言えるのかどうか真剣に考えるべきではないでしょうか。 私たちが直面しているのは人間の生存の危機です。	ご意見として承ります。	環境課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
81	⑩	その他		第二期島本町環境基本計画ふまえて ・歴史学者や様々なところからも注目され住民も大事に思ってる歴史的な遺産を残してほしい	歴史的な遺産につきましては、重要なものと認識しておりますので、引き続き保護に努めてまいります。	生涯学習課
82	⑩	その他		・ゴミプラスチックはペットボトルだけでなくナイフフォークコップなど生活用品おかつのトレーなど2店しか回収ないので高令者で行けない人ある	ご意見として承ります。	環境課
83	⑩	その他		・PFAS健康被害心配です。町内でも血液検査された様で、源はどこなのか追跡調査してほしい。数値よくないので住民も検査できるようにしてほしい	PFASにつきましては、人への健康の影響について、各国、各機関である程度の知見が集積されつつあるものの、現時点において発がん性等の毒性について、国際的に統一された評価値がありませんので、本町独自で血液検査を実施する予定はありません。 今後につきましては、国等の方針を踏まえ、適宜対応してまいります。	環境課
84	⑩	その他		田畑が急速に減り、高層のマンションが多く建ち交通事情も悪い	町内の道路につきましては、時間帯によっては一時的な混雑が発生している路線や、交通量が少なく車両の速度によっては危険となっている路線など様々な状況ではございますが、それぞれの路線に対する課題に対し、交通管理者である高槻警察署と共有し、引き続き効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。	都市整備課
85	⑩	その他		自然災害の助けにも環境温度にも助けになる田畑を残してほしい	現在実施しております就農希望者とのマッチングや、ファミリー農園のあっせんなどをはじめ、本町の現状を踏まえた各種農業施策を推進し、都市農地の保全に努めてまいります。	にぎわい創造課
86	⑩	その他		道路事情悪く百山の踏み切りも車椅子(電動も含む)高齢者にはとても危い、整地してほしい	ご意見として承ります。 鉄道管理者からは、路面の凹凸については4線の軌道の高さなどから高低差がある状況となっている旨聞き及んでおります。今後も鉄道管理者と連携を図り円滑な通行に努めてまいりたいと考えております。	都市整備課
87	⑩	その他		全ての人々の健康と被害いもとりくんでほしい	ご意見として承ります。	環境課
88	⑪	その他		・小中学生を含む住民アンケートでは「マンションなどの住宅開発はこれ以上いらない」という意見が多数寄せられています。田畑の減少を憂う回答もあります。総合計画(P42)において「自然や環境と調和し、快適で魅力的な住環境が整った町をめざします」とあり、都市計画マスタープランにおいても全体構想(p33)で「市街地を取り巻く山並み、河川や水路などの豊かな水環境、農地や公園、緑地などの身近な緑など、現在の豊かな自然環境を維持・向上させることが必要です。」とあります。 しかしながら総計ができて4年ほどたちますが、これらに記載されていることが進展していないどころか、悪化しているというのが住民アンケート結果から読み取れると思いますし、私もそう思います。町内の状況をみるにつけ、環境基本計画もそうなのですが町の計画はすべからく、土地については不可侵である財産権があるのだから際限のない住宅開発については諦めて、それ以外のところで頑張りましょうという暗黙のメッセージを受け取ってしまいます。町のいう「自然と共生」というのは太閤道のある梶原山や尺代から大沢、釈迦岳にひろがる山林と水無瀬川のことだけを言っているのではないのでしょうか。それも大事ですが、そう限定するならば町民の理解や期待とは齟齬があります。 都市計画と環境計画は関わっており、都市計画に記載があるからこちらでは書かなくていいのか、しかもその進展にも疑問を持つ町民が多数いて、アンケートでも何とかしてほしいと声があがってくるわけです。そのような声を反映せずにこの計画をこのまま発行することは抵抗があります。	都市計画マスタープランにおいては、まちづくりの目標において、①自然と歴史を守り生かすエコなまちづくりを定め、森林・農地を保全し、水と緑の多様な効果を生かしたまちづくりに取り組むと位置づけております。 本町といたしましては、都市計画マスタープランに基づき、引き続き、各種施策に取り組んでまいります。	環境課 都市計画課

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方	担当課
89	⑭	その他		・若山台調整池は廃止せず、将来的にも存続を求める。若山神社周辺はフクロウ・アオバズクが確認され、ツブラジイの生息地であり、調整池には冬期にオンドリが毎年飛来しており、調整池を廃止すれば生息地がなくなる。桐が原についても自然環境の破壊につながる開発をしないよう対策を求める。	ご意見として承ります。 なお、若山台調整池につきましては、暫定調整池との位置付けですが、昨今の気象状況の変化に伴い、突発的な豪雨が頻発している状況からも、防災・減災の観点から、当面は既存ストックとして活用し、適切な維持管理に努めてまいります	環境課 都市整備課